



平成 22 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役最高経営責任者
此下 竜矢
代表執行役社長
重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社及び、当社子会社による
行政訴訟提起のお知らせ

当社子会社の株式会社ショーワコーポレーション（以下、「ショーワコーポレーション」という。）と当社は、平成 22 年 12 月 3 日及び平成 22 年 12 月 6 日に、被告を国、処分行政庁を証券取引等監視委員会（以下、「同委員会」という。）として差押処分の取消を求める行政訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたのでお知らせいたします。

1. 提訴に至った経緯

当社及びショーワコーポレーションに対し、当社が平成 20 年 6 月 27 日に実施した第三者割当増資につきまして、平成 22 年 6 月 8 日に同委員会により架空増資の疑いがあるなどとして調査がありました。

当社及びショーワコーポレーションは、平成 20 年 6 月 27 日に行った第三者割当増資は、意思決定から、増資資金の払い込み、株式発行手続きまですべて適法に行われていることから、当該嫌疑事実は全く違法性がないと考えており、これまでも上記嫌疑を晴らすべく、同委員会の調査に積極的に協力してきました。

しかしながら、当社及びショーワコーポレーションは、既に調査開始から 6 か月が経過し、十分に調査の期間があったにもかかわらず、同委員会からは正式な連絡や説明が無い状態が続いており、当社等が長期間に亘って取引先様の信用失墜等の不利益を被っている状態が続いております。

以上の経緯を踏まえた上で、同委員会による差押えは、嫌疑事実と全く関係のない物件を対象とするなど、看過できない多くの違法性が認められることから行政訴訟により差押処分の取り消しを求めるに至りました。

当社といたしましては上記記載の理由に加え、当該訴訟の出訴期間の満了が迫っていること、又、この間の株価の低迷や当社の信頼失墜等の影響により、当社の株主様が被っている損害を看過することはできず、やむなく訴訟を提起することといたしました。

2. 訴訟の内容

原告	昭和ホールディングス(株)	(株)ショーワコーポレーション
被告	日本国	日本国
処分行政庁	証券取引等監視委員会 証券取引特別調査官	証券取引等監視委員会 証券取引特別調査官
提起日	平成 22 年 12 月 6 日	平成 22 年 12 月 3 日
提起した裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所
提訴内容	処分行政庁が実施した調査に伴う差押処分の取消請求	処分行政庁が実施した調査に伴う差押処分の取消請求

3. 今後の見通し

本訴訟につきましては、上記に記載いたしました通り、金銭的補償を求めるものではございませんので当社の業績への影響はございません。

しかしながら、本訴訟を通じ、当該調査に伴い多大なご心配をおかけしている、取引先、従業員、株主の皆様に対して、信用回復をはじめとした有形無形の損害回復には必要であると当社は判断しております。

株主の皆様、投資家の皆様、市場関係者の皆様にはご迷惑・ご心配をおかけしており申し訳ございませんでした。

今後とも、顧客・取引先様からの信頼を得ることに加え、株主と社員の幸福に貢献するために全力を尽くしてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上